

指定訪問看護の重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社康臨丸
所在地	愛知県知多郡東浦町森岡字取手 22·1 D 号室
代表者名	代表取締役 佐々木 航
電話番号	電話: 0562-84-8588 ファックス: 0562-84-8589

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション和来 せんだい
指定番号	0465590438
所在地	宮城県仙台市泉区南中山 2 丁目 25-1 156 南中山マンション 103
電話番号	電話: 022-346-0705 ファックス: 022-346-0708

3. 事業の目的と運営方針

[事業の目的]

居宅において、主治医が指定訪問看護または介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対して、

適切な訪問看護を提供することを目的とする。

[運営の方針]

- (1) 訪問看護ステーション和来 せんだい(以下、本事業所という)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、 可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。
- 4. 本事業所の職員体制(2025年5月1日現在)

職種	常勤	非常勤
管理者 (看護師)	1名	
看護師	2名	
准看護師		
作業療法士		
事務員		

5. 訪問看護の内容

【訪問看護計画の作成】

(1) 事業所は利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅 サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。

【訪問看護の提供】

- (1) 訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供、評価し訪問看護報告書を作成します。
- (2) 具体的な訪問看護の内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 精神、心理的なサポート
- ③ 清潔の保持
- ④ 食事および排泄等日常生活の世話
- ⑤ 床ずれの予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 認知症患者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ① その他医師の指示による医療処置

6. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日~金曜日(国民の休日、12月29日~1月3日は除く)
	午前9時から午後6時

7. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	仙台市泉区の全域、仙台市青葉区の上愛子・赤坂地区、仙台市宮城野区の新田・苦竹地
	区、仙台市若林区の白萩町・文化町、仙台市太白区の鈎取・人来田・鹿野地区、富谷市
	の杜乃橋地区、黒川郡大和町の杜の丘地区。

※実施地域は交通費無料。実施地域以外も事務所から 10 km以内は交通費無料。実施地域以外では、実施地域から 10 kmを越えた地点から、1 kmあたり 100 円で計算。 (料金表参照)

8. 利用料

- ○利用者は、当事業所料金表 (別紙) に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。
- ○訪問看護サービスにおいて、日常生活用具、物品、材料費が必要となった場合は実費で徴収します。
- ○利用料金の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡しします。

利用料は1ヶ月単位とし、当該月の利用料は、翌月27日に利用者が指定する口座から毎月27日に振替えます。(27日が 七・日・休日の場合は、その翌日)

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です
当日、訪問までのご連絡	1提供あたりの料金100%を請求いたします
訪問までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金100%を請求いたします

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

9. 緊急時等の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅 介護支援事業者等に連絡します。

10. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能) を定期的に開催するとともに、その結果 について従業員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関に通報します。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。

12. 相談·苦情対応

本事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順は以下の通りです。

- (1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
 - ① 連絡先 訪問看護ステーション和来 せんだい 電話:022-346-0705 FAX:022-346-0708
 - ② 担当者名 管理者 千葉 直己
 - ③ 受付時間 9:00~18:00
 - ④ 担当者不在の場合の対応 電話を受けたスタッフが対応。速やかに担当者へ連絡。

営業時間外は担当者携帯電話へ転送電話で対応。

- (2) 苦情を受付けた場合、苦情内容を正確に苦情処理受付簿に記入し、事業所で定めた次の処理手順に基づき、迅速に対応します。
 - ① 苦情原因の把握・・・当日又は時間帯によっては翌日 受付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得ます。場合によっては利用者宅を訪問します。また、 速やかに解決を図る旨を伝言します。
 - ② 検討会の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行います。

③ 改善の実施

利用者に対し、対応策を説明して同意を得ます。

改善を速やかに実施し、改善状況を確認します。

(損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。)

苦情の内容によっては、行政窓口等を紹介します。(17に記載)

④ 解決困難な場合

保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行います。また、解決できない場合には、保険者と協議し国保連への連絡も検討します。

⑤ 再発防止

同様の苦情が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指します。

(3) 本事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日から5年間保存する。

13. 事故発生時の対応

- (1) 本事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 本事業所は、前項の事故の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日から5年間保存します。
- (3) 本事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14. 個人情報保護に関する方針

訪問看護ステーション和来 せんだいは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとお り個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- (1) 個人情報は適正な取得に努めます。
- (2) 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
- (3) 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- (4) 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。利用目的を達成するためには、正確・最新の内容を保ちます。通常必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。

なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、いつでも変更しますので意思表示をしていただきます。意思表示がない場合は同意が得られたものとします。

(5) 個人情報を第三者に提供する際は、予めご本人の同意を文書で得ます。

ただし、他の事業者ではあるが、都道府県等外部監査機関など第三者に該当しないため同意を文書で得ないことがあります。

- (6) 個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従って開示します。
- (7) ご質問やご相談は、下記担当者がお受けします。

相談窓口担当 株式会社康臨丸 訪問看護ステーション和来 せんだい 管理者 千葉 直己

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施は行っておりません。

16. サービスご利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。スタッフ及びスタッフの所持 品をペットが噛む・引っ掻くなどあった場合、治療費や修繕費のご相談をさせていただく場合がございます。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真・動画の撮影をする場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を 解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙及び飲酒はご遠慮ください。

サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

17. 苦情申し立て窓口

[介護・医療共通]

訪問看護ステーション和来 せんだい	Tet: 022-346-0705 fax: 022-346-0708				
	担当者名 管理者:千葉 直己				
	ご利用時間 午前9時~午後6時				
仙台市介護事業支援課居宅サービス指導係	Tel: 022-214-8192				
	ご利用時間 午前9時~午後12時 午後1時~午後4時				
宮城県国民健康団体連合会	Tet: 022-222-7700				
介護保険課	ご利用時間 午前9時~午後4時				

[介護]

被保険者の各市町村介護保険の窓口	仙台市泉区 介護保険課	Tel: 022-372-3111		
	仙台市市青葉区 介護保険課	Tel: 022-225-7211		
ご利用時間 午前9時~午後5時	仙台市宮城野区 介護保険課	Tel : 022-291-2111		
	仙台市若林区 介護保険課	Tel : 022-282-1111		
	仙台市太白区 介護保険課	Tel: 022-247-1111		
	富谷市 長寿福祉課	Tel: 022-358-0513		
	黒川郡大和町 福祉課	Tel: 022-345-7211		

[医療]

被保険者の各市町村介護保険の窓口	仙台市泉区 障害支援係	Tel: 022-372-3111
	仙台市市青葉区 障害支援係	Tel: 022-225-7211
ご利用時間 午前9時~午後5時	仙台市宮城野区 障害支援係	Tel : 022-291-2111
	仙台市若林区 障害支援係	Tel : 022-282-1111
	仙台市太白区 障害支援係	Tel: 022-247-1111
	富谷市 保健福祉部地域福祉課	
		Tel: 022-358-3294
	黒川郡大和町 福祉課	Tel: 022-345-7211

以下余白

	*	株式会社原	表臨丸		
					せんだい
				南中山 2 7	目 25-1
		156 南中山			
	8	管理者	氏名 千	葉 直己	
		説明日	年	月	日
	Ī	説明者			
重要事項について説明を受けました。	J	氏名			
	代理人	氏名			

訪問看護料金表(介護保険)

1単位:10.42円(仙台市→6級地)

		訪問看護				介護予防訪問看護					
		単位数	金額	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)	単位数	金額	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)
	20分未満	314	3,271円	328円	655円	982円	303	3,157円	316円	632円	948円
訪	30分未満	471	4,907円	491円	982円	1,473円	451	4,699円	470円	940円	1,410円
問	30分以上60分未満	823	8,575円	858円	1,715円	2,573円	794	8,273円	828円	1,655円	2,482円
看	看 60分以上1時間30分未満		11,753円	1,176円	2,351円	3,526円	1,090	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
護	理学療法士 A 1回あたり20分 ※1	294	3,063円	307円	613円	919円	284	2,959円	296円	592円	888円
費	作業療法士 B 1回あたり40分(A×2回)	588	6,126円	613円	1,226円	1,838円	568	5,918円	592円	1,184円	1,776円
	言語療法士 C 1回あたり60分(A×3回)	793	8,263円	827円	1,653円	2,479円	426	4,438円	444円	888円	1,332円

^{※1 1}日に3回以上訪問看護 I 5を行う場合(C)、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する。

介護予防訪問看護では1日に3回以上訪問看護 I 5を行う場合(C)、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定する。

※2 早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)は25%増。深夜(午後10時~午前6時)は50%増。

但し、緊急訪問の場合は特別管理加算対象者のみに2回目以降加算される。

			単位数	金額	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)
	〇サービス提供体制強化加算 I (1回につき)※1			62円	7円	13円	19円
	〇サービス提供体制強化	加算Ⅱ(1回につき)※2	3	31円	4円	7円	10円
	○緊急時訪問看護加算 I	(月1回)	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
	○緊急時訪問看護加算 Ⅱ	(月1回)	574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
	〇特別管理加算 I (月1回)	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
	○特別管理加算Ⅱ(月1回)	250	2,605円	261円	521円	782円
	ターミナルケア加算(適応	時)	2,500	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
加	〇長時間訪問看護加算		300	3,126円	313円	626円	938円
算	〇複数名訪問加算 I	30分未満	254	2,646円	265円	530円	794円
	□○後数石部回加昇Ⅰ	30分以上	402	4,188円	419円	838円	1,257円
	○複数名訪問加算Ⅱ	看護補助30分未満	201	2,094円	210円	419円	629円
	□○後数石部回加昇Ⅱ	看護補助30分以上	317	3,303円	331円	661円	991円
	〇退院時共同指導加算		600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
	〇初回加算 I		350	3,648円	365円	730円	1,095円
	○初回加算Ⅱ		300	3,126円	313円	626円	938円
	訪問看護・介護連携強化加算(月1回)		250	2,605円	261円	521円	782円

^{※1} 勤続7年以上の者が30%以上の場合算定 ※2 勤続3年以上の者が30%以上の場合算定

◎運営規定で定めたその他の費用(利用者負担)

その他	実施地域は交通費無料。実施地域以外も事務所から10Km以内は交通費無料。実施 交通費 地域以外では実施地域から10Kmを超えた地点から1Kmあたり100円で計算。公共交通 機関利用は実費。		
(0)	※永眠時の処置代(医療機器の除去、保清、エンゼルメイク、着替え等) 10,000円		
	※日常生活用具、物品、材料費は実費とさせていただきます。		

◎通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割分)

介護保険外	↑護報酬の告示	
71 12 17 17 17	この額と同額とし 区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合など介護保険枠外のサービ	゛ス
サービス	きす。	

2024年5月1日 株式会社康臨丸 訪問看護ステーション和来 せんだい

〇印は介護予防にも算定できる加算

訪問看護料金表(医療保険・精神)

		医療保険	料金		用料(利用者)	
结束	・科訪問看護療養費Ⅰ(1日につき)			1割負担	2割負担	3割負担
<u>ተዘ ተዛ</u>	・特別向有護療養負1(「口にフ					
	保健師、看護師、作業療法士	週3日目まで 30分以上の場合 30分未満の場合	5,550円 4,250円	555円 425円	1,110円 850円	1,665円 1,275円
准看護師		週3日目まで 30分以上の場合 30分未満の場合	5,050円 3,875円	505円 387円	1,010円 774円	1,515円 1,161円
精神	:科訪問看護療養費Ⅲ(1日につき	<u>\</u> <u>\$) </u>				
		週3日目まで 30分以上の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	保健師、看護師、作業療法士同一日に二人	30分未満の場合	4,250円	425円	850円	1,275円
保健師、看護師、作業療法士 同一日に三人以上		週3日目まで 30分以上の場合 30分未満の場合	2,780円 2,130円	278円 213円	556円 426円	834円 639円
准看護師 同一日に二人		週3日目まで 30分以上の場合 30分未満の場合	5,050円 3,870円	505円 387円	1,010円 774円	1515円 1,161円
	准看護師 同一日に三人以上	週3日目まで 30分以上の場合 30分未満の場合	2,530円 1,940円	253円 194円	506円 388円	759円 582円
精神	₽科訪問看護療養費Ⅳ	外泊時の訪問看護、管理療養費はなし	8,500円	850円	1,700円	2,550円
	療養費	1日目	7,670円	767円	1,534円	2,301円
管理	療養費 I	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
管理	療養費Ⅱ	2日目以降	2,500円	250円	500円	750円
	取 各計 明手護加第	月14日まで (1日につき)	2,500円	250円	500円	750円
	緊急訪問看護加算	月15日以降 (1日につき)	2,000円	200円	400円	600円
	24時間対応体制加算 I (月1回)	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	24時間対応体制加算Ⅱ(月1回)			652円	1,304円	1,956円
	夜間・早朝訪問看護加算 18時	~22時/6時~8時	2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算 22時~翌68	寺	4,200円	420円	840円	1,260円
		1日1回	4,500円	450円	900円	1,350円
		看護師・作業療法士等 1日2回	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	複数名訪問看護加算	1日3回以上	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		1日1回 准看護師 1日2回	3,800円 7,600円	380円 760円	760円 1,520円	1,140円 2,280円
		1日2回 1日3回以上	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
		看護補助者(週1回)	3.000円	300円	600円	900円
加	長時間訪問看護加算 / 90分を超えた場合		5,200円	520円	1,040円	1,560円
算	特別管理加算	重	5,000円	500円	1,000円	1,500円
ĺ .	(月1回)	軽	2,500円	250円	500円	750円
	乳幼児加算	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800円	180円	360円	540円
	幼児加算	上記以外の場合	1,300円	130円	260円	390円
	難病等複数回訪問加算	1日2回 1日3回以上	4,500円 8,000円	450円 800円	900円 1,600円	1,350円 2,400円
	退院時共同指導加算(適応時)	1日0日次上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	退院支援指導加算			600円	1,000円	1,800円
	在宅患者連携指導加算(適応月/月1回まで)			300円	600円	900円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(適応月/月2回まで)		3,000円	200円	400円	600円
	看護・介護職員連携強化加算		2.500円	250円	500円	750円
	精神科重症患者 支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者 精神科在宅患者支援管理料2の口を算定する利用者	8,400円 5,800円	840円 580円	1,680円 1,160円	2,520円 1,740円
	精神科複数回訪問加算(1日に	2回)※2	4,500円	450円	900円	1,350円
	精神科複数回訪問加算(1日に		8,000円	800円	1,600円	2,400円
情報	情報提供療養費1~3(月1回)			150円	300円	450円
_	ターミナルケア療養費1 (適応時)			2,500円	5,000円	7,500円
	ミナルケア療養費2 (適応時)	25,000円 10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
	看護ベースアップ評価料 I	780円	78円	156円	234円	
訪問看護医療DX情報加算 (月1回)			50円	5円		15円

- ※1 訪問看護療養費皿は同一建物居住者に同一日に他の患者にも訪問した場合に算定 ※2 医療機関が精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する患者である場合に算定

自費での訪問看護利用料金

	訪問看護1時間未満	訪問看護30分未満
平日5:00~22:00	8,800円	5,000円
平日22:00~翌朝5:00	11,000円	6,250円
土日祝日5:00~22:00	9,680円	5,500円
土日祝日22:00~翌朝5:00	11,880円	6,750円
年末年始全日(12/29~1/3)	11,880円	6,750円

※1時間を超えて訪問した場合は上記の金額に30分毎4,400円を加算する。

その他実費費用

C 07 11 27 25 27 13				
死後の処置(医療機器の除去、保清、エンゼルメイク、着替え等) 10,00				
	事務所を起点として概ね10kmまでは無料。	>		
交通費	実施地域外で事務所から10Kmを超える場	合は、		
	1Kmあたり100円で計算する。			